

添付法令資料 3 :

決済システム分野における適格性の標準化 (SK SP) に関する  
2024年7月9日付インドネシア中央銀行規則No. 5 (目次)  
同月 16 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 SK SP の実施 (第 4 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 SK SP 実施者
  - 第 1 節 決済システム PBK (適格性に基づく訓練) 証明書及び／又は決済システム適格性証明書の保有義務 (第 8 条ないし第 10 条)
  - 第 2 節 決済システム適格性の維持義務 (第 11 条)
  - 第 3 節 資金の提供義務 (第 12 条及び第 13 条)
  - 第 4 節 決済システム PBK 証明書及び決済システム適格性証明書の管理義務 (第 14 条及び第 15 条)
- 第 4 章 SK SP 運営者
  - 第 1 節 決済システム LPK (業務訓練機構) の組織化 (第 16 条及び第 17 条)
  - 第 2 節 決済システム PBK プログラム (第 18 条ないし第 20 条)
  - 第 3 節 決済システム LSP (専門認証機構) の組織化 (第 21 条及び第 22 条)
  - 第 4 節 決済システム適格性認証スキーム (第 23 条ないし第 25 条)
  - 第 5 節 国外の専門証明書 (第 26 条)
  - 第 6 節 SK SP 運営者のデータ及び情報の管理義務 (第 27 条)
- 第 5 章 決済システム適格性の維持 (第 28 条)
- 第 6 章 報告
  - 第 1 節 SK SP 実施者の報告 (第 29 条)
  - 第 2 節 SK SP 運営者の報告 (第 30 条)
  - 第 3 節 報告の提出手段 (第 31 条)
- 第 7 章 監督及びモニタリング
  - 第 1 節 SK SP 実施者に対する監督 (第 32 条ないし第 34 条)
  - 第 2 節 SK SP 運営者に対するモニタリング (第 35 条ないし第 37 条)
- 第 8 章 調整 (第 38 条)
- 第 9 章 雑則 (第 39 条)
- 第 10 章 経過規定 (第 40 条)
- 第 11 章 終則 (第 41 条ないし第 43 条)